

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の中期目標

文部科学大臣提示
平成22年3月29日

(前文) 研究機構の基本的な目標

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「本機構」という）は、全国の大学等の研究者コミュニティと連携して、極域科学、情報学、統計数理、遺伝学についての国際水準の総合研究を推進する中核的研究機関を設置運営するとともに、21世紀の人間社会の変容に関わる重要な課題である生命、地球、環境、社会など複雑な現象に関する問題を情報とシステムという視点から捉え直すことによって、分野の枠を越えて融合的な研究を行うことを目指すものである。この目的を達成するために、中央に融合的な研究を推進するためのセンターを設置し、情報とシステムの観点から新たな研究パラダイムの構築と新分野の開拓を行う。また、学術研究に関わる国内外の大学等の研究機関に対して、研究の機動的効果的展開を支援するための情報基盤を提供することにより、わが国の研究レベルの高度化を目指す。これらの基本的な役割を果たすために本機構の中期目標は以下のとおりとする。

◆ 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標

1 研究に関する目標

極域科学、情報学、統計数理、遺伝学等各々の研究領域に関する次の総合研究を国際的水準で実施するとともに、それぞれの分野の枠を越えた融合研究を一層推進する。

(国立極地研究所)

- 1) 極域科学研究や南極観測における我が国の中核機関として、南極及び北極域における観測を中心に、社会と学術の要請に基づき、国際水準の先進的研究に取り組む。

(国立情報学研究所)

- 2) 我が国唯一の情報学の学術総合研究所として、国際的水準の先端的・基礎的研究を推進するとともに、社会や学術の要請に基づく戦略的・先導的研究を実施する。

(統計数理研究所)

- 3) 我が国唯一の統計数理の研究教育機関として、データや既存の知識をもとに合理的な予測や意思決定を行う方法の先端的的研究に取り組む。

(国立遺伝学研究所)

- 4) 生命システムの個別メカニズムの解明、さらにはその全体像の解明をめざした国際水準の先端的的研究に取り組む。
- 5) 各々の領域における総合研究を実施するために、社会と学術の要請に柔軟に対応した体制の整備に取り組む。

2 共同利用・共同研究に関する目標

研究者コミュニティとの連携を強化するとともに、大学や研究機関などの要望を常に収集し最適な実施体制を整備することによって、次の研究領域において共同利用・共同研究を推進する。

(国立極地研究所)

- 1) 南極地域観測事業の中核的機関としての役割を果たす。
- 2) 極域科学に関わる研究機関、研究者との連携を強化し、先進的な共同研究を推進するとともに、極域での観測基盤と観測データ・資試料を提供する。

(国立情報学研究所)

- 3) 研究連携体制の構築及び強化並びに情報の集約により、我が国の情報分野の中核的研究拠点としての役割を果たす。
- 4) 大学等の学術研究及び教育におけるネットワーク需要の急激な増加に対応するため、大学等及び学協会等との連携を強化し、我が国の学術研究・教育活動に不可欠な最先端学術情報基盤(サイバー・サイエンス・インフラストラクチャ:CSI)の一層の整備を推進し、情報学のみならず、全ての学問分野の学術活動を支える情報基盤を構築・提供する。

(統計数理研究所)

- 5) 統計数理のもつ横断的特性を生かした共同研究を推進するとともに、先進的統計数理研究資源を提供する。

(国立遺伝学研究所)

- 6) 生命科学研究の基盤をなすゲノム関連情報の産生やデータバンクの構築・整備を行うとともに、学術研究用生物系統の整備と提供を通じて共同利用・共同研究に資する。

(新領域融合研究センター)

- 7) 多種・大量の地球科学や生命科学などのデータ及び知見を、モデリング技術や情報技術と結合させ、新しい研究分野を目指して融合研究を一層推進する。

(ライフサイエンス統合データベースセンター)

- 8) わが国全体の視点に立ったライフサイエンス分野のデータベースの統合化を推進する。

3 教育に関する目標

(1) 大学院への教育協力に関する目標

大学共同利用機関としての特性を生かし、大学との連携により大学院教育を行い、広い視野、柔軟な思考力と高度な専門性、国際性を持ち自立した研究者や専門家の育成を目指す。

(2) その他の人材養成に関する目標

若手研究者の育成を積極的に推進するとともに、高度な専門家・技術者を育成する。

4 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

研究活動内容を社会・地域へ積極的に公開・説明するとともに、研究成果等を社会に還元する。

(2) 国際化に関する目標

多様な側面における国際交流や協力を推進することによって、学術の発展、人材養成、研究・事業の連携を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

機構の理念に立って、戦略的かつ効率的な業務運営を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

状況に応じた事務組織の再編を行うとともに、事務の効率化・合理化を一層推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、その他の自己収入の増加に関する目標

国際的水準の研究推進を実現するため外部資金の積極的獲得に取り組み自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

研究、共同利用・共同研究等の活性化と充実に留意しつつ管理的経費の効率化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の効果的・効率的かつ安全な運用を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に係る目標

機構の継続的な質的向上を目指し、十分な透明性、公平性及び実効性を備えた評価を行い、業務運営の改善に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

機構の諸活動に関する情報の戦略的な広報を実施する。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

研究活動等を支援するため、総合的・長期的な視点に立った施設整備を図る。

2 安全管理に関する目標

- 1) 教職員等の健康・安全管理、事故防止に取り組むとともに環境保全を図る。
- 2) 機構が保有する情報資産の安全性及び信頼性を確保する。

3 法令遵守に関する目標

業務運営及び研究活動等においては、機構の社会的使命を認識し法令遵守を徹底する。